

第14回

平成28年7月21日

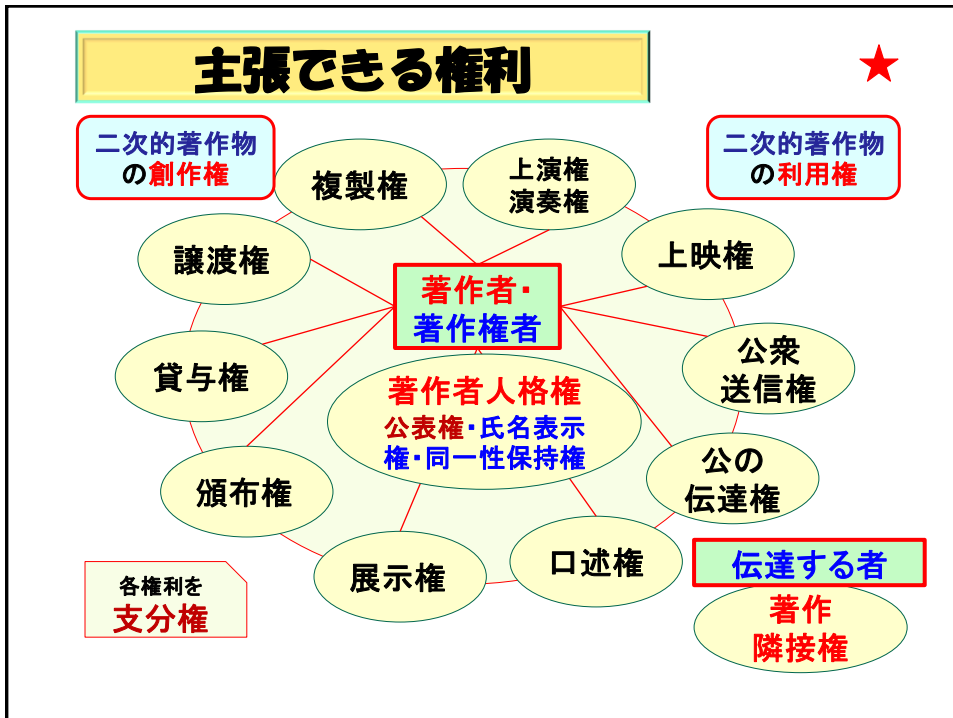
著作権侵害

権利侵害と言えるためには
その対応はどうする

白鷗大学
杉山 務

権利侵害とは

- 1 自分に主張できる権利があつて
- 2 相手が権利を侵害しており
- 3 相手に正当な権限がない
場合が権利侵害となる



権利侵害の態様

著作物の無断利用

- ・ 利用者本人の名義の元に利用 盗作, 剽窃
 内容が類似していても, 独自に作成すれば侵害でない
 作風の模倣は盗作でない(生け花, 茶道, 絵画, 書道)
- ・ 著作物に著作者(著作権者)名を附して利用
 海賊版, 音楽著作物の無断演奏 レコードの無断演奏
 映画の無断再上映 無断翻訳

許諾の範囲外の利用
著作物の不当利用

権利侵害の態様

許諾の範囲外の利用

出版の許諾を得た者がその著作物を**舞台**で上演
音楽著作物の**演奏**の許諾を得たものがその著作物を
放送に利用

著作物の不当利用

形式的に許諾の範囲内だが利用の仕方が甚だしく著作
権者の意図に反する (113条⑥)

例. 劇場における上演の許諾を得た者が、通常の劇場でなく、ス
トリップ劇場で上演した場合

三島由紀夫手紙事件

東高120523
東地111018 (60条)



著作者人格権、公表権

生前の三島由紀夫が福島次郎に宛てた手紙を、実名小説「**三島由紀夫 -- 剣と寒紅**」で公開した

私信が著作権法上の著作物と判断された



一重寒紅
ひとえかんこう

本件各手紙が、**もともと私信**であって公表を
予期しないで書かれたものであることに照ら
せば(例えば、本件手紙には、「**貴兄が小生
から、かういふ警告を受けたといふことは極
秘にして下さい。**」との記載がある。右のよう
な記載は、少なくとも書かれた当時は公表を
予期しない私信であるからこそ書かれたこと
が明らかである。), 控訴人ら主張に係るその
余の事情を考慮しても、本件各手紙の**公表
が意を書**しないものと認めることはできない。



文芸春秋

キャンディ・キャンディ

裁判例

東高120330

翻案権, 放送権, 氏名表示権

原作者



漫画家



争点: 連載漫画の登場人物の絵のみを利用する行為に対して原作者としての権利が及ぶか

原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが原著物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、原作者は、マンガ家と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めることができる。

江差追分事件

最一判130628

翻案権, 放送権, 氏名表示権

北の波濤に唄う

ノンフィクション書籍

NHKTV番組: 「ほっかいどうスペシャル・・・江差追分のルーツ・・・」

NHKTV番組



にしん御殿

争点: プロローグの翻案にあたるか

既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない。

本件ナレーションは、本件著作物に依拠して創作されたものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

商品カタログ事件 大阪地裁070328



本件カタログにおける工夫は結局のところ**素材の配列又は選択の創造性**に過ぎないというべきであり、本件カタログはその性質上個々の写真に示された商品を印象づけることを意図して制作されたものであって、**ストーリー性を持った読み物とま**
でいうことはできないから全体として一個の創造性ある著作物ということとはできない」

編集著作権においても、保護の対象とするの、素材の選択、配列についての具体的な表現形式であるから、**素材において**本件カタログと全く異なるYカタログが本件カタログ編集著作権を侵害するものであるということとはできない」

講習資料職務著作

知財高裁181019

会社から派遣されて工業会名義で公表した講習会資料は、**職務著作**と言えるか。

講習会資料の表紙の「高砂熱学工業(株)システム部部长X」との記載は、講師がXであることを表示しているにすぎず、肩書に「高砂熱学工業(株)」という記載があったとしても、Xが所属する会社名を表示するにすぎないものであって、会社の著作名義に結び付かない。

講習資料集として、**工業会の作成名義の下に**まとめられて一つの冊子となり受講生に配付されているものであるから、資料は、会社の著作名義で公表されたと認めることができず、Xがその著作者というべきである。

RGBアドベンチャー事件

最二150411

「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきである。

被上告人は、1回目の来日の直後から、上告人の従業員宅に居住し、上告人のオフィスで作業を行い、上告人から毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、被上告人は、上告人の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。

これらの事実は、被上告人が上告人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとするべきである。

法政大論文事件同一性保持権

東高031219

学生の研究論文を、表記の統一ため句読点を含め変更することは教科用の図書の場合と異なり同一性保持権侵害となる。

「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる改変」の意義についてみると、20条2項の規定が1項に規定する同一性保持権による著作者の人格的利益保護の例外規定であり、かつ、例外として許容される改変における著作物の性質、利用の目的及び態様に照らすと、同条4号の「やむを得ないと認められる改変」に該当するというためには、利用の目的及び態様において、著作権者の同意を得ない改変を必要とする要請がこれらの法定された例外的場合と同程度に存在することが必要であると解するのが相当というべきである。

本件論文は大学における学生の研究論文であり、また、本件雑誌が大学生を対象としたものであることからすると、利用の目的において、教科用の図書の場合と同様に改変を行わなければ、大学における教育目的の達成に支障が生ずるものとは解し難いし、また、他の論文との表記の統一がいかなる理由で要請されるのかも明確ではない。

観音像仏頭部挿げ替え事件

知財高裁220315

お寺にある観音像について、お寺の檀家から目が怖いという理由で、お寺が新しく制作した仏頭部に挿げ替え、元の仏頭部を檀家があまり見ることのない別のお堂に載置した場合、元の観音像制作者は、その仏頭部を観音像制作当時の仏頭部に回復する措置を求めた場合、いかなる判断が適切

仏頭を交換した動機、交換のための仏頭の制作者の経歴、仏像は信仰の対象となるものであること等を考慮するならば、本件において原状回復措置を命ずることは、適当ではない

元の作者の名誉、声望を維持するためには、事実経緯を広告文の内容として摘示、告知すれば足りる



地裁判断の、②仏頭部を本件原観音像制作当時の仏頭部に原状回復する措置や謝罪広告を掲載する措置、公衆の閲覧に供することの差止めについては、いずれも、名誉、声望を回復するための適当な措置等とはいえない

願真卿有対物と無対物

最二判590120



願真卿の書を所蔵する財団が、複製物を正当に所有する出版社が発行した出版物について販売差止と廃棄を求めた。

美術の著作物の原作品の所有者でない者が、有体物としての原作品に対する所有者の排他的支配権能をおかすことなく原作品の無体物としての著作物の面を利用して、原作品の所有権を侵害するものとはいえない。



願真卿の書

美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない。

原作品の所有権者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利をも慣行として有するとするならば、著作権法が著作物の保護期間を定めた意義は全く没却されてしまうことになる

ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件

最一判530907

楽曲の偶然の一致は著作権侵害にならない

著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解すべきであるから、既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はないところ、既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容を知らなかったものは、これを知らなかったことにつき過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならないものではない



クラブキャッツアイ

カラオケ法理

最三判630315

演奏権

JASRAC → クラブ

ホステス等従業員や客にカラオケ伴奏により被上告人の管理にかかる音楽著作物たる楽曲を歌唱させることは、当該音楽著作物についての著作権の一支分権たる演奏権を侵害する



カラオケテープの再生とは別の音楽著作物の利用形態であるカラオケ伴奏による客等の歌唱についてまで、本来歌唱に対して付随的役割を有するにすぎないカラオケ伴奏とともにするという理由のみによって、著作権者の許諾なく自由になしうるものと解することはできない。

伊藤正己の意見:客のみが歌唱する場合についてまで、営業主たる上告人らをもって音楽著作物の利用主体と捉えることは、いささか不自然

カラオケ装置リース

演奏権

最二判130302

カラオケ装置のリース業者は、リース契約の相手方に対し、著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく、契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき**条理上の注意義務**を負う



けだし

- ① カラオケ装置は著作権**侵害**を生じさせる**蓋然性の高い装置**
- ② 著作権侵害は刑罰法規にも触れる**犯罪行為**
- ③ リース業者は、カラオケ装置の賃貸により営業上の**利益**を得ている
- ④ カラオケ装置のリース業者としては、著作権侵害が行われる**蓋然性を予見**すべき
- ⑤ リース業者は、契約の締結を**容易に確認**することができる

ポパイ事件上告審 最高裁090717



- 一 漫画において一定の名称、容貌、役割等の特徴を有するものとして反復して描かれている登場人物のいわゆる**キャラクター**は、著作物に当たらない。
- 二 二次的著作物の著作権は、二次的著作物において**新たに付与された創作物部分のみ**について生じ、原著作物と共通し、その実質を同じくする部分には生じない。
- 三 **連載漫画**において、登場人物が最初に掲載された漫画の著作権の**保護期間が満了**した場合には、後続の漫画の著作権の保護期間が**いまだ満了していない**としても、当該登場人物について著作権を主張することはできない。
- 四 著作権法二一条の**複製権を時効取得**する要件としての継続的な行使があるというためには、著作物の全部又は一部につき外形的に著作権者と同様に複製権を独占的、排他的に行使する状態が継続されていることを要し、そのことについては取得時効の成立を主張する者が立証責任を負う。

博多人形赤とんぼ事件 長崎佐世保480207



美術工芸品が意匠登録の対象となるとともに、著作権の対象にもなる場合があると判示

著作権法の対象となる著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものでなければならないが、本件人形「赤とんぼ」は同一題名の童謡から受けるイメージを造形物として表現したものであって、その**姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から観察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっている**ものと考えられる。

また美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない。

さらに、本件人形が一方で意匠法の保護の対象として意匠登録が可能であるからといっても、もともと**意匠と美術的著作物の限界は微妙な**問題であって、両者の重疊的存在を認め得ると解すべきであるから、意匠登録の可能性をもって著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることもできない。

会社案内パンフ事件 東京高判070131

文章と写真の組合せからなる会社案内について 編集著作権の侵害を認定

会社案内の特徴は、企業理念、業務内容、実績、企業の概要等を通じて企業の実態を表現するに当たり、イメージ写真を、記事内容を展開して行く上のつなぎ目場面や記事内容自体を象徴するものとしてそれぞれ使用し、さらに、空白部分を多く用いることにより、情報を開示しながら、全体として、優しさと簡素を基調とした会社案内としての特徴を顕現しているものと評価することができるものである。

殊に、イメージ写真は、全体の構成中に占める位置及び記事内容の重要性等に照らして、中心的な役割を果たしているものといえることができるものであって、このような**素材の選択及び配列に創意と工夫が存する**ものと認めることができるから、著作権法12条の編集著作物に当たる。

交通安全スローガン事件

東地130530

ボク安心 ママの膝より チャイルドシート

全国交通安全スローガン最優秀賞

ママの胸より チャイルドシート

交通安全テレビCM

争点:

- 1 スローガンの著作物性の有無
- 2 著作権(複製権)侵害の有無

- 1: 著作権法における「創作的に表現したもの」とは、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることまで求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であるが、スローガンは個性が十分発揮されており著作物性を有する
- 2: スローガンの創作性を根拠付ける部分で相違しており複製権を侵害しない

絵画の著作物

東京高裁130123

ケロケロケロップ

被告著作



本件著作



輪郭の線の太さ、目玉の配置、瞳の有無、顔と胴体のバランス、手足の形状、全体の配色等において、表現を異にしていることが明らか

カエルを擬人化した図柄で、その「表現したもの」における、基本的な表現に注目すると、①顔の輪郭が横長の楕円形であること、②目玉が丸く顔の輪郭から飛び出していること、③胴体が短く、これに短い手足をつけていること、を挙げることができる。これは、擬人化する際のものとして通常予想される範囲内のありふれた表現